

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年10月分）

[illegible]

1

随意契約理由書

1 案 件 名 称 大阪・関西万博期間中における花飾り業務委託

2 契 約 相 手 方 阪神園芸株式会社 大阪支店

3 随 意 契 約 理 由

本業務の遂行にあたっては、業務目的や大阪関西万博のテーマやコンセプトだけでなく、今回の花飾りの対象となるエリアごとの特性等を踏まえ、市域全体の総合的な花飾りの基本方針や演出を企画検討することが求められる。具体的な花飾りのデザインにあたっては、上記の基本方針等に沿って、それぞれの花飾りの対象となるエリアごとの空間特性を踏まえつつ、膨大な花の種類やプランターの中から適切な材料や資材を選択し、これまでの既成概念に捉われない洗練されたデザインを実現するために、民間事業者がもつ柔軟な発想・企画力が求められる。

また、花の設置・施工にあたっては、市内の複数の箇所において万博開催前から一斉に花飾りを実施するため、設置計画書の作成、各関係者協議・調整、資材確保など各工程を遅らせることなく着実に履行する必要がある、これらの実効性を担保するためにも、専門的で蓄積された経験やノウハウが必要である。

さらに、花飾りの洗練されたデザインを維持しながら、維持管理の省力化や効率化を図るためには、民間事業者が持つ高度な技術が求められるだけでなく、花植え後は安全上のトラブルなく、維持管理を着実に履行でき、改良の際にも即時に対応できるよう必要な体制を確保することが求められる。

花飾りのために民間企業等から寄付を集めるなど、行政だけでなく地域協働による万博の機運醸成が必要であると考えことから、専門的で蓄積された経験やノウハウをもとに、企業等が応募しやすい効果的なスポンサー花壇の募集要項をとりまとめるとともに、募集内容を効果的にPRし、多くの寄付金を集めるための提案が求められる。さらに、民間企業の高度なファシリテーション能力を発揮し、スポンサー花壇にとどまらず、例えば、参加型の花植え活動などを提案いただくことで、一層効果的な市民参加型の花飾りを実施し、万博開催をより一層盛り上げていく必要がある。

上記を踏まえ、大阪・関西万博期間中における花飾り業務委託の公募型プロポーザル方式受託者選定会議において意見を聴取した結果、阪神園芸株式会社大阪支店が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、阪神園芸株式会社大阪支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担 当 部 署 建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）